

イギリスにおける国立公園思想の形成(1) : 自然・風景の保護とレジャー的利用の確執に 関する考察

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

72

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

105

(終了ページ / End Page)

134

(発行年 / Year)

2004-08-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004363>

イギリスにおける国立公園思想の形成(1)

— 自然・風景の保護とレジャー的利用の確執に関する考察 —

村 串 仁三郎

目 次

はしがき

1 19世紀の自然保護と国立公園の萌芽的思想の形成

(1) ワーズワースの湖水地方の国民的財産化論 (1810年)

(2) ワーズワースの湖水地方への鉄道導入反対論 (1844年)

(3) 「コモンズ保存協会」(1865年)とミルの

「土地保有協会」(1871年)と国立公園論

(4) 19世紀後半における自然保護運動と国立公園論 (以上本号)

2 20世紀前半期の自然保護運動と国立公園論の形成 (以下次号)

はしがき

小論の課題は、これまで私が研究してきた国立公園研究の一環として、イギリスの国立公園形成史における保護と利用の確執と調和の問題を研究することである⁽¹⁾。すでにアメリカの国立公園については、19世紀の国立公園の形成について考察したが⁽²⁾、アメリカにおいても、国立公園は、自然の保護とその利用という二律背反的問題をかかえながら形成され、政府や国民は、そのいずれを強調するかを選択を迫られてきた。

本稿では、私が4年間の在英中に接したイギリスの国立公園が、アメリカや日本の国立公園を意識しながら、いかなる事情で、いかなる問題点をかかえながら形成してきたかを検討する。その核心的な問題点は、世界に

共通する国立公園の利用（レジャーや観光のための開発と利用，あるいは鉱業，水力発電，農業，水道，など他の産業の利用）と自然，環境，風景の保護との極めてアンビバレントな関係を解明することである。

イギリスの国立公園は，1949年の国立公園法によって制度化され，1950－55年までに，10地区が指定された。

イギリスの国立公園は，世界における国立公園の設立の中では，制定が非常に遅かった。国立公園を世界で初めて設立したのは，アメリカであったが，アメリカの国立公園とイギリスの国立公園思想は，相互に影響し合っていたように思われる。ただしイギリスの自然保護思想は，イギリスの自然，風景の特質，さらに自然 風景を取り巻く歴史的社会的諸条件に大きく規制されており，アメリカの国立公園とイギリスの国立公園との思想には，相当な違いが見られる。小論は，日本，アメリカの国立公園を念頭におきながら，イギリスの国立公園の形成史を跡付けたい。

小論は，第1節で，イギリス国立公園思想の源流を解明するという課題のもとに，1949年に成立する国立公園法の思想が，19世紀に形成されたイギリスの国立公園思想を，どのように継承しアイデア，運動を生み出していったか，あるいは現国立公園思想としては実を結ばないで，消えていったかを明らかにする。

第2節では，イギリス国立公園思想の形成と題して，20世紀の初めから1945年の終戦時までに，1949年法の国立公園思想が，具体的にどのように形成され準備されてきたか，またそれを如何なる勢力が推進してきたか，を解明する。

小論につづいて，「戦後におけるイギリス国立公園の成立」と題して，1949年の国立公園法の制定事情，法律の構造，その後の法改正，総体としてのイギリス国立公園法の問題点を考察する。その後で，ピーク・ディストリクト国立公園の現状をケーススタディーとして，そのイギリス国立公園のかかえる構造的な特質，とくに管理機構や財政，広く国民のためのレジャーサイト，有力な観光地として利用されている実態を分析し，日本の国

立公園について考えるよすがにしたい。

《注》

- (1) 筆者は、これまで「日本の国立公園成立の研究」をおこなってきたが、その成果の一端をすでに本誌『経済志林』に発表し、かつそれらを大幅に改作して『国立公園成立史の研究—日本の自然保護と開発—』（法政大学出版社）として本年末に刊行することになっている。
小論は、それらの研究を補足する論文であると同時に、国立公園の国際比較研究の準備的なノートであると断っておきたい。
- (2) 拙稿「アメリカの国立公園思想の理念と政策についての歴史的考察(1)」、『経済志林』第69巻第2号。

1 19世紀の自然保護と国立公園思想の萌芽的形成

(1) ワーズワースの湖水地方の国民的財産化論（1810年）

イギリスの国立公園法の制定は、1949年であり、10個所の国立公園の指定の完成は1950年であった。しかしイギリスでは、国立公園についてのアイデア、そのアイデアの背後にひそむ自然美、風景の保護についての思想や論議は、すでに19世紀初めにさかのぼって存在しており、1930年代に入ってから国立公園の設置が国会で論議されるようになった。したがってイギリス国民は、国立公園に無関心であったわけではない。

なぜイギリスで早くから国立公園の設立が議論されながら、その制度化が著しく遅れたのかという問題は、イギリス国立公園史の研究にとって欠かせない重大なテーマである。この点は、後にふれることになる。

イギリスで最初に自然美と風景に富んだ地域を「一種の国民的財産」として保護すべきであると主張して、国立公園思想を萌芽的な用語においてであるが、先駆的に提唱したのは、ロマン主義派の詩人、William Wordsworth（1770—1850年）であった⁽¹⁾。

彼は、イングランド北部の Lake District（以下おもに湖水地方と呼ぶが、レイク・ランド、レイク・ディストリクトと呼ぶこともある。）の北端の町コカマスに生まれ、1813-50年の37年間、湖水地方のグラスミアで生活していたが、「自然と精神の相互作用は、意識と無意識の奥底に蓄積され、精神的力として働く」と考え「自然の絶対的価値」⁽²⁾を主張した。

18世紀中葉から19世紀初めにかけてイギリス社会では、産業革命が進展し、鉱工業が発達し、大都市が形成され、そこに営利一辺倒の資本主義による多くの弊害が生み出された。大都市に集中する工業は、蒸気機関、都市燃料である石炭の煤煙を充満させ、空気を激しく汚染した。労働者の過密住宅は、不衛生で、病気の巣窟だった⁽³⁾。

こうした工業化の過程で、有産階級は、大都市の喧騒と不潔から一時的に逃れるために、都市から郊外、牧場や森のある農村、海浜へ、イギリスの言葉では countryside⁽⁴⁾へ出かけた。労働者もまた、不十分ながら中産階級の行動をみならった。こうしてイギリスでは、カントリーサイドでのレジャー、すなわち観光旅行、リゾートライフ、エクスカージョンと呼ばれる行楽小旅行、ピクニック、ランプリング、ウォーキングと呼ばれる山や丘陵の散策などが発達しはじめた。

各地でカントリーサイドへの有料道路、橋梁の改善がすすみ、コーチ（乗合）馬車で長旅が可能となり、人々は、休暇で国内を広く旅行しはじめていた。彼らは、峰や丘陵、溪谷を歩きまわり、詩人、作家や画家が描いた風景を自分の目で見ようと旅をした。とくに山々はもはや恐ろしいところではなく、人間の棲家の一部であり、人間と自然⁽⁵⁾の相互関係にとって不可欠の新しい鑑賞物であった。

自然鑑賞のための博物学者（自然主義者）、熟練した登山家、ランブラー⁽⁶⁾のほか、自然を楽しむだけの都市からの一般訪問者たちは、しばしば地域のルールを無視して自然に危害を加え、不人気であった。彼らは、しばしば給水源やハンティングなどのスポーツ、イングランド北部のグースムアーなどを保護することを振り返らなかった⁽⁷⁾。

ワーズワースの住んでいた湖水地方の周辺、カーライル、マンチェスター、ランカスター、さらにノース・ヨークシャーのリーズ、シェフィールド、などでは、産業都市化が急速に進展しつつあり、新しい有産階級、富裕なビジネスマン、さらには労働者階級が出現し、大都会の喧燥、不潔、ひどく汚染された空気、厳しい仕事の疲労を逃れて、自然をもとめて湖水地方に入り込みはじめていた。こうして「19世紀初めにツーリズムの成長があり、交通の改善がなされ、レイクランドの風景に影響が出始め、景観愛好者を悩ましはじめていた」⁽⁸⁾。

ワーズワースは、そうした事情を背景に、産業革命の進展によって破壊され失われていく自然、とくに自然美、農山村の景観美を惜しみ、強力なロマン思想にもとづき、『湖水地方案内』Guide to the Lakes. と題するガイドブックを1810年に出版し、自然保護を強く一般公衆に訴えた⁽⁹⁾。

版を重ねて好評を博したこの書物についての書誌学的な問題は、先のジョナサン・ベイトの著書にゆずるとして⁽¹⁰⁾、ワーズワースの主張の要点を見ておこう。第1部は「自然により形成されたこの地方の景観」と題し、ベイトの言葉によれば、景観を論じながら「高地にある小さなエコシステム内で果たす役割に注目している。」(ベイトの書、83頁)

第2部は「住民に愛されたこの地方の様相」と題し、「この地方に生まれた住民が、このような自然の調和に参加している様」とし、そして湖水地方を「牧童と農民の完全なる共和国」「理想社会のような強力な帝国」(原書 pp. 67-8)と呼んだのである。

第3部は「この地方の変化と悪影響から守る趣味のルール」と題し、ワーズワースは、「自然の姿と調和」しない侵入者のやり方、新住民による「不協和な新建築スタイルの持ち込み」、環境的にも美的にも有害な人工植林」批判した。(ベイト、83-5頁)

そして第3部の締め括りとして「著者のこの願いに、この国の純粋な趣味をもっているすべての人が、賛同してくれるだろう。イングランド北部の湖水地方を(しばしば繰り返して)訪ねた人々は、その訪問を通してこの

地方を、見る目と楽しむ心をもつ人すべてが、権利と関心をもつ一種の国民的財産 (a sort of national property) とみなすことを証明している。」(原書, p. 92) と結んだ⁽¹¹⁾。

この最後の文書中の湖水地方を「一種の国民的財産」にして保護すべしという提言こそ、その後、自然、風景の保護のために国立公園を設立せよというアイデアの淵源となったものである。

この提言は、単なる詩人の思い付きに終ることなく、湖水地方を観光開発から守る運動を生み、イギリス全体の自然保護の合言葉となった。

湖水地方の自然保護と観光開発の確執問題について研究したジョン K・ウォールトンは、このガイドブックの中でのワーズワースの非難は、湖水地方に現われたおもに「新しいレジャー階級が、別荘を建て、飾り立てた庭園を造り、森を植栽し、周辺との自然調和や微妙な色調をたもとうとしないやり方」に向けられたと指摘する。またワーズワースは、「自生のもとからある樹木の代わりに、唐松や樅の大きな森を造った地主」をも批判したが、そして「ワーズワースの主な関心は、住民や観光客の趣味を素晴らしい色調感覚を好むように教育することであった。」とし、啓蒙的な面を評価している⁽¹²⁾。

しかしこのガイドブックの中で展開されたワーズワースの意見には、国立公園問題、ひいてはカントリーサイドの保護がかかえる一つの重大な矛盾をすでに内包していた。それは、自然保護をどのような視角で主張するか、自然の保護と自然の利用のどちらを重視し、あるいは両者の対立をどう調整するかという問題であった。これは、国立公園問題、あるいは一般的な自然保護にとっても、普遍的な問題であった。

自然の絶対価値を主張するワーズワースの湖水地方保護論は、自然を大衆レジャーが利用することを軽視するものとみなす批判を生むことになった。

カントリーサイド委員会編『人民の憲章? 国立公園法40年史』の著者は、ブリン・グリーンが指摘した自然保護の多様な視角論を運用して、ワ

ーズワースの自然保護観の根底に美的意識を見て、ーズワースは「純粋な趣味をもった人たちの楽しみのために湖水地方を本質的に国民的財産とすると主張した」と理解している。

そして「ーズワースの楽しみ概念は、それゆえに排他的な特徴をもっていた。」と指摘している。ーズワースが「ウインダミアへ鉄道が拡張され、蒸気機関車が進入し、多数の職人、労働者、小商店主階級が湖水地方に入り込めば、彼らは、風景破壊の危険となると強く感じていた。」と付け加えた。

さらに『人民の憲章?』の著者は、ーズワースの胚胎しつつある国立公園概念が、労働者大衆による湖水地方のレクリエーション的な利用問題に冷淡であったと理解した⁽¹³⁾。

こうした意見に対してジョナサン・ベイトは、従来のーズワース論がエコロジカルな主張を過小に評価していると指摘し、エコロジー思想の先駆的な主張と高く評価した。

ーズワースの自然保護思想は、エコロジカルなジョン・ラスキン、ウィリアム・モリス、コモンズ保存運動のリーダー、ハードウィックローンズリー、ナショナル・トラスト運動のリーダー、ロバート・ハンター、オクタビア・ヒル、などに受け継がれていくと評価している⁽¹⁴⁾。

ちなみにアメリカでは、全土で開拓が進展し、自然破壊がすすんでいる中で、インディアンの生活を描いた画家、ジョージ・キャリントンが、1831年に「自然を守れ。市民や世界のために、また将来の子孫のために」と訴え、「国民公園・nation park」の設立を主張したが⁽¹⁵⁾、ーズワースの問題提起は、彼に20年先んじていた。定かではないが、この彼の湖水地方＝国民的財産化論は、キャリントンや1872のイエローストン国立公園の設立に何らかの影響があったのではないだろうか。

しかしーズワースの自然保護論は、裕福な新住民を批判するものであり、必ずしも地元では受け入れられなかった。彼の提言は、容易に理解されなかったのである。

ところでワーズワースの湖水地方国民的財産化というアイデアは、その本質においては、湖水地方の自然を守ることであったが、決して概念的に明確であったわけではない。

その後の展開を考慮すればワーズワースの国有財産化論の内容は、第1に、文字どおり一定の私有地の国有化と、第2に、国民的な利用に期するために私有地である一定の地域を国家的に規制する方法とを意味した。

この二つの方向性は、四つの方向に分解し特化していくことになる。第1は、名勝地の土地国有化による国立公園論として、第2は、イギリスにおいて実際におこなわれた私有地の国立公園化論として、第3は、コモンズ保存運動に見られたように、私有地であるコモンの一定地域を保護し、国民による通行権を確保し、ランプリングやウォーキングの機会を保障コモンズ保存論として、第4には、ナショナル・トラスト運動によっておこなわれたように、一定の名勝地を保護するために私有地として保有するトラスト論としてそれぞれ発展していくことになる。

ともあれ後に検討するように、このワーズワースのアイデアは、以上の四つのアイデアを内包しており、後にそれぞれのアイデアに発展していくことになる。ワーズワースの国有財産化論は、それらの運動の源流となっているのである。

〈注〉

- (1) ワーズワースについては、ジョナサン・ベイト、小田/石橋訳『ロマン派のエコロジー・ワーズワースと環境保護の伝統』、松柏社、2000年、を参照。本書は、筆者と問題意識を共有するところが多く、ワーズワース理解に教えられることが大であった。
- (2) 山内久明編『ワーズワース』、岩波文庫、1998年、解説、202-3頁。
- (3) イギリスの産業革命による都市の生活条件の劣悪化については、各種あるが、ここでは、ホブスボーム／鈴木・永井訳『イギリス労働史研究』、ミネルヴァ書房、1968年をあげておく。
- (4) countryside という用語は、イギリスでもいかに理解すべきであるかの論議があるくらいで、重要なキーワードである。イギリスのカントリーサ

イドの概念については Peter Bromley, *Countryside Management*, 1990, spon, pp.11-3. カントリーサイドを日本では田園地帯などと訳しているが、あまりよい訳とは思えない。私の感覚では、田園という日本語は、稲作のための田んぼのある日本のイメージであり、イギリスのカントリーサイドは、平野、丘陵地、低い山、谷があり、農業と畜産のビレッジがある地域で、要するに都市化されないローカルな地域、しかも風光明媚な地域を指しているからである。私は、このイギリス独特の countryside という用語をカントリーサイドとカタカナで呼ぶことにしたい。

- (5) Mervyn Bell, *Britain's National Parks*, 1975, David&Charles. p.5
- (6) 自然という場合、イギリスの自然の特徴についてふれておかなければならない。イギリスの自然は、いわゆる原生的自然は、ほとんど残っておらず、いわゆる人工の手の入った自然、人工林、耕地、あるいは荒蕪地、森林を切り尽くした丘や小さな山（ピーク）なのである。
- こうした人工的な自然をカントリーサイドとして、なお都市化、工業化から保護しようとするのが、イギリスの自然保護思想なのである。この点は、アメリカの原生的自然を保護するために形成されたアメリカ国立公園の自然保護思想と極めて対照的である。
- (7) ランプラリングとかウォーキングというイギリスにおけるレジャーの一つの形態であり、長い歴史をもった文化である。イギリス人は、イギリスのカントリーサイドを歩くのが好きなのである。日本では、山が高いから登山というが、イギリスでは、日本ほどの高い山は殆んどないから、登山とはいわず、カントリーサイドをウォーキングという。ウォーキングという言葉の以前には、ランプリングという言葉が一般的であったようである。
- (8) J. D. Marshall, J. K. Walton, *The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century*, 1981, Manchester University Press. p.204.
- (9) 本稿で利用したテキストは、Wordsworth's, *Guide to The Lakes*, Fifth Edition (1835) を基にした Ernest De Selincourt, London, 1805版である。
- (10) 前掲『ロマン派のエコロジー』, 78-82頁。
- (11) ここに引用した訳文は、前掲ペイトの著書と吉田正憲『湖水案内』, 近代文芸社, 1995年, 141頁, の訳文を参照して改作したものである。
- (12) 前掲 *The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieths*.
- (13) Countryside commission; *A People's charter? Forty years of the National Parks and Access to the Countryside Act 1949*, 1990, London HMSO. p.9.

- (15) 前掲拙稿「アメリカの国立公園思想の理念と政策についての歴史的考察(1)」、『経済志林』第69巻第2号、102頁。

(2) ワーズワースの湖水地方への鉄道導入反対論 (1844年)

19世紀の湖水地方にける自然保護で大きな争点となったのは、湖水地方への鉄道の導入問題であった。ワーズワースは、1844年に今度は湖水地方の自然美を守るためケンダルから湖水地方内部に鉄道を拡張する計画に反対した。

図1に示したように、イングランド北部における蒸気機関車の鉄道は、1835年にニューカッスル～カーライル間で開設され、またカンブリア西岸のマリーポート～カーライル間が一部1840年に、残りは1845年に開通し、ランカスター～カーライル間が、1846年に開通していた⁽¹⁾。

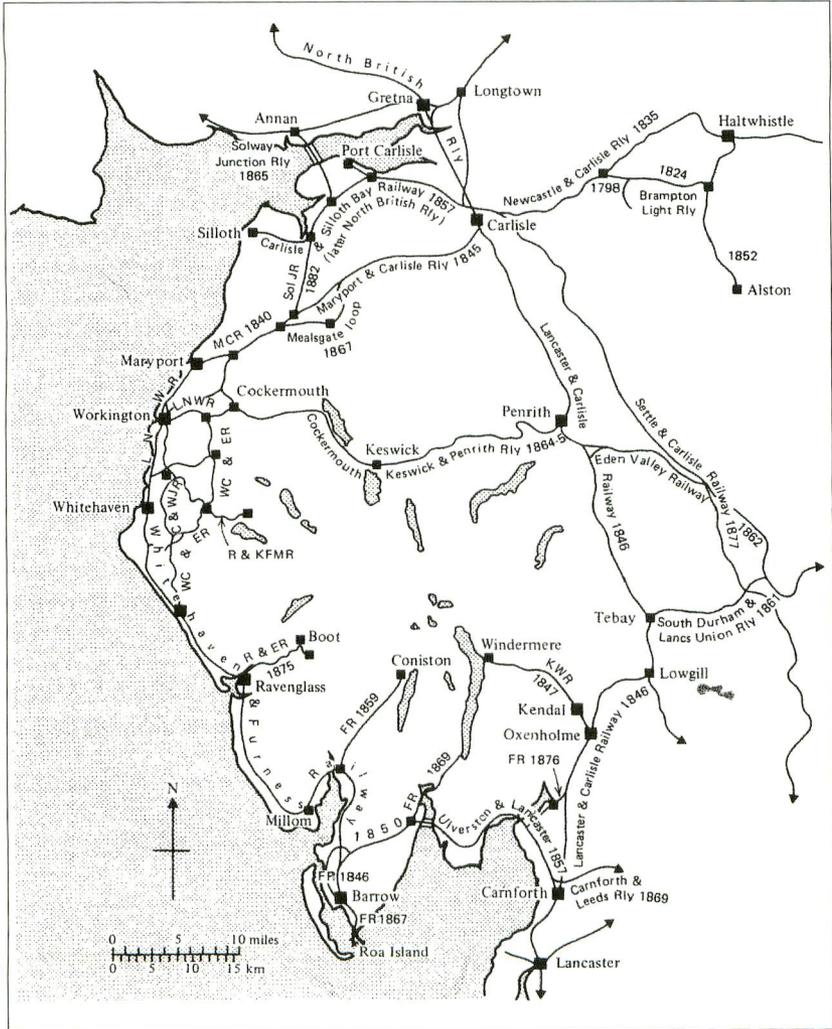
にわかに湖水地方の周辺に鉄道が敷設され、遠方から観光客を湖水地方に集めはじめていた。湖水地方の周辺まできている鉄道を湖水地方の中心地に導入することは、湖水地方で鉱山や採石場の開発を促進し、大量の観光客を呼び寄せることになり、地域内の自然の環境、風景の破壊をいっそう助長する恐れがあった⁽²⁾。

ランカスター・カーライル鉄道の建設計画にそって、ケンダル駅からウインダミアまでの約14、5キロを鉄道で結ぶ計画が産業省から1844年に発表され、議会がこれを認める方針だと伝えられた⁽³⁾。

ワーズワースは、1844年に湖水地方の中央に鉄道を引くこの計画を知るやこれに猛然と反対した。ワーズワースは、かねてから知り合いであった『モーニング・ポスト』紙の編集者に、鉄道建設に反対する2通の手紙を書き、新聞に掲載してもらった⁽⁴⁾。

長い二つの手紙で展開された湖水地方への鉄道導入反対論の要点は、ケンダルからウインダミアまでの鉄道建設は、外来者を大量に招き入れることによって、湖水地方の自然を侵害し破壊する恐れがあり、したがって建設を認めるべきではない、ということであった。

図1 湖水地方周辺の鉄道網



- 注. 1. 前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, p.36.
 2. Cumbrian railways. Key: C & WJR, Cleator and Workington Junction; KWR, Kendal and Windermere; LNWR, London and North-Western; R & ER, Ravenglass and Eskdale; R & KFMR, Rowrah and Kelton Fell Mineral; WC & ER, Whitehaven, Cleator and Egremont. The Cockermouth and Workington Railway and the Whitehaven Junction Railway were taken over by the LNWR in 1866.

さらにワーズワースの鉄道導入反対論を詳しくみれば、ほぼ5点にまとめられる。第1点は、産業もない湖水地方の主要な産物は、土地の美しさであり、人里離れた静寂であり、だから約14、5キロしかないケンダルからウインダミアの間に鉄道を敷く必要はない、という点であった。

第2に、約14、5キロにすぎない距離に鉄道を敷くのは、鉄道業者や観光業者が、もっぱら利益を目的とするものであり、そうした利益主義は、大量に旅行者をこの地に搬入することによって、土地の美しさ、静寂を破壊することになる。

第3に、とくに鉄道は、安易に教育もなく支払い能力もない労働者大衆を、1日限りの小旅行を生み出し、美しい自然を傷つけ、静寂を破壊する可能性が大きい。

第4に、業者の営利主義は、この美しく静寂な土地に、都会にある娯楽、ボートレースや競馬、レスリングや草芝居などの見世物や飲み屋、ビール販売店、などを建設し、喧騒を招き入れることになる。

第5点に、ケンダルからウインダミアへの鉄道拡張が、当然、さらにアンプルサイド、グラスミアなど湖水地方の心臓部へ、さらにはケズイックへ拡大する可能性があり、いっそう危険が予想されることであった⁽⁵⁾。

ワーズワースの反対論は、二つの問題をかかえていた。彼は、一つは、自然を守るために鉄道の導入に無条件で反対したことである。二つ目は、鉄道によって大衆が湖水地方に大量に運び込まれ、自然が破壊されることに反対したことである。

ワーズワースのこうした考え方は、当時でも批判されたし、すぐ後で見られるように、今日でも批判の対象になっている。

こうしたワーズワースの反対論は、たとえば、ユニテリアン派の作家であり、ワーズワースとも知り合いであったハリエット・マルチナー Harriet Martineauに見られた⁽⁶⁾。彼女は、A Complete Guide to the English Lakes『イングリッシュ・レイクのガイド大全』で、貧しい湖水地方に鉄道が敷設されることを歓迎した。

マルチナーは、「農山村においては道徳はこれ以上悪くならないほどであり、飲酒や悪徳がいたるところにあり、知的な材料が欠けている。湖水地方ほど暗く、一般的に絶望的な不幸なところはない。」と農山村の暗い部分を強調してから、つぎのように指摘する。

「都市住民の何らかの知性やさまざまな興味の導入が、大いに利益となると思われる。精神的刺激や教育改善が望まれることを考慮すれば、その経済的な効果はよいと認めざるをえない。」「今後、牧畜業も盛んになり、食料の改善によって住民の健康も改善され、精神的にも活気づくであろう。広い知識と活発な能力をもった外来者との交流によって地元民の精神も活性化するのであろう。湖水地方における最近の大きな変化のいいところは、鉄道の導入によってもたらされたものである。」⁽⁷⁾

彼女は、開発によってもたらされるいい面のみを見て、鉄道の導入を歓迎したのである。しかし自然保護、環境保護の問題で、こうした主張は、一般受けする論理であり、十分な説得力をもっていた。ゴチック風ビラの所有者や都市拡大賛成論者は、彼女に賛意をしめした⁽⁸⁾。

この時期には、ワーズワースの鉄道導入反対論は、一般に受け入れられず、その輪は広がらなかった。しかし例外もあった。John Laskin ジョン・ラスキンはワーズワースを支持した。

ラスキンは、ワーズワースの二つの手紙を読んで、彼の意見に同調し、彼の抗議文の主要な部分を執筆中の『現代画家論』第2巻でワーズワースの詩を引用し、それにつぎのような注を付けた。

「ワーズワースのように感じる人は少ない。彼等は思慮なき大衆によっておしつぶされる。しかし少数意見だからといって、国民の議会においてまったく考慮されなくていいのか。美と力が人の心に及ぼす影響を考えて一地方を貪欲な利用者達の攻撃と邪悪から守ろうとする努力が全体的な、説得力のない嘲罵に出会わねばならないのか」⁽⁹⁾。

こうしてケンダルからウインダムミアへの鉄道は、1847年に開通し、以後ウインダムミア周辺の混雑と風景の破壊という問題が浮上してくる⁽¹⁰⁾。

こうしたワーズワースの鉄道反対論に対する現在の評価は、さまざまである。湖水地方史の研究者ウォールトンは、ワーズワース鉄道導入反対論を、貪欲と投機の仮面をかぶった“功利主義”に対する正面攻撃で、静寂と未開発のレイクランドの問題にとってはやや重要性の少ない「道徳的な感情と高い水準の知的楽しみ」の擁護においたと特徴づけている。

また彼は、「鉄道によってアメニティーが損なわれる財産所有者の私的権利について注意をそそいで、現代の最重要な論点は、最優先の道徳的憤慨にたいして2次的にあつかわれている。」と指摘した。

さらにウォールトンはいう。「われわれは、ワーズワースの多くのアイデアが19世紀末に彼の後継者たちのアイデアを予測しているものとしてワーズワースの立場を考察した。彼の見解は、当時支配的な政治経済学の風潮に対して直接対抗しているものと見なされ、直接的なインパクトをあまり与えなかったが、後継者たちは、知的な潮流が19世紀末新しい脅威に当面しはじめた時に、レセフェールの粗野な学説より再利用の価値あるものの一つとして利用し、後継者たちの文学作品でワーズワースを神聖化した。」と評した⁽¹¹⁾。

つまりウォールトンは、ワーズワースの鉄道導入反対論が「道徳的な感情と高い水準の知的楽しみ」の擁護におき、財産所有者の私的権利について注意をそそぎ、既得権益者からの支持を期待し、今日的な問題、大衆による湖水地方の利用の問題を軽視したと批判的に論じたのである。

こうした批判的意見に対して、エコロジー論の面からワーズワースを積極的に研究したジョナサン・ベイトは、「ワーズワースの願いは、マンチェスターから労働者が日帰り旅行で流入するのを阻止しようとする利己的欲求だと再三みなされてきた」と指摘して、ワーズワースの反対論を高く評価し、ワーズワースが決し労働者の観光を軽視したわけではないと述べる。

ベイトは、ワーズワースが「ケンダル-ウインダミア間の鉄道計画に関して……最も反対したのは、大規模に組織された日曜日の遊山旅行に対し

てであった。」(ベイトの書, 88頁)と反論する⁽¹²⁾。

ベイトは、ワーズワースのこの問題についての言及を引用した。事実、ワーズワースは、つぎのように述べた。

「ヨークシャーやマンチェスターの裕福で慈悲深い工業家が、自費で鉄道によってウインダミア近くに労働者の一団を連れていくという考えをもっている。」しかし「かのように労働者を休日の娯楽に送り出すのは、彼らの子供扱いするに等しい。労働者たちは、自分たちの雇主の意志で出かけ、また戻らなければならない。もしそうしないなら彼らは違反者として扱つかわれるだろう。」「工業主には、できるだけ賃金を減らさずに10時間労働法案に同意してもらいたい。そしてもっと容易に生活必需品が購入できれば、労働者たちの精神は成長し、各人は自分の旅費で自由に行きたいと思うところへ行くようになる。そして、雇用主が労働者の一団を、彼らの家庭から何10マイルも離れ辺境のウインダミアなどへ送り出す必要もなくなるであろう。」そしてワーズワースは、功利主義者を「“人はパンのみによって生きるにあらず”というように、われわれは、政治経済学のみによって生きるにあらず」と皮肉った⁽¹³⁾。

ベイトは、ワーズワースの批判を、単に労働者のマスツーリズムを批判したものを見ずに、マスツーリズムを組織している経営者たちを非難し、時間短縮によって、自由に労働者が旅行できるようにするべきだと主張したことに注目した。

確かに当時誰もが近代化のためと肯定する鉄道の拡張に正面から反対したワーズワースは、当時の社会では「進歩に反対する者として揶揄」された⁽¹⁴⁾。

この時期には、ワーズワースの鉄道導入反対論は、一般に受け入れられず、その輪は広がらなかった。こうしてケンダルからウインダミアへの鉄道は、1847年に開通し、以後ウインダミア周辺の混雑と風景の破壊という問題が浮上してくる⁽¹⁵⁾。

しかしワーズワースの反対論は無駄ではなかった。後に論じるように、

1875年に今度はさらにウンダミアからケズィックへ鉄道を拡張する計画が提起された。ワーズワースはすでに没していたが、彼の意志を継いだ人々は、湖水地方の自然保護を主張して、1875年に再び鉄道拡張に反対し、拡張を阻止した。

《注》

- (1) 前掲, The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, p. 205.
- (2) Ibid, pp.204-6.
- (3) 並河亮『ワーズワースとラスキン』, 原書房, 1982年, 53-4頁。
- (4) この手紙は、前掲の Ernest De Selincourt Wordsworth's Guide to the Lakes, Appendix, pp.147-166.
- (5) 前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, p. 206.
- (6) Norman Nicholson, The Lake district: An Anthology, 1977, London, pp.160-1. マルチナーの『イングリッシュ・レイクのガイド大全』が、何時出版されたか不明だが、1855年に再版されているので、初版は、1844年直後であったとみて差し支えないだろう。
- (7) Ibid, p.220.
- (8) 前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, p. 206.
- (9) John Laskin, Modern Painters, III, p.139. 訳文は、前掲並河『ワーズワースとラスキン』, 54頁による。または御木本隆三訳『近世画家論』(『世界大思想全集』), 春秋社, 昭和7年, 31頁をも参照。
- (10) 前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, pp. 181-4.
- (11) Ibid, pp.205-6.
- (12) 前掲『ロマン派のエコロジー』, 88頁。
- (13) 前掲の Ernest De Selincourt, Wordsworth's Guide to the Lakes, に収録。pp.158-9.
- (14) Ibid, p.160.
- (15) 前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieth century, pp. 180-4.

(3) コモンズ保存協会(1865年)とミルの土地保有協会(1871年) と国立公園論

コモンズ保存協会(1865年)の設立

イギリスの国立公園の思想史を振り返る時、ワーズワースによる湖水地方の国民的財産化論は、人間による自然との交流の意義を強調し、自然を産業開発や不当な観光の利用に対抗して保護しようとするラジカルな主張をふくむ思想の淵源を形成し、自然保護を強力に打ち出すイギリスの国立公園論の本質的なコア思想となっていると評価することができる。

ワーズワースの思想は、19世紀の後半の思想たち、ジョン・ラスキンやウィリアム・モリス、ジョン・スチュワート・ミルなどに引き継がれ、1865年に設立された「コモンズ保存協会」のリーダー、ショー・ルフエーブル、ハードウィック・ローンズリー、1895年に設立された「ナショナル・トラスト」のリーダー、ロバート・ハンター、オクタビア・ヒルなどの運動思想となって現れた。

まずコモン保存協会の問題から論じよう。そもそもコモンとは、簡単にいえば、イギリスで20世紀中葉まで、地主の私有地でありながら地域住民がその地域に入り一定の利益を享受し、住民にレクリエーションの場として利用されてきたイギリス独特の土地慣習であり、日本でいう入会地に近いものであった。18、9世紀から土地所有者は、コモンを囲い込み、入会権をもった住民の利用機会を奪ってきた⁽¹⁾。

18世紀末から19世紀にかけて、産業革命によって都市への人口が集中しはじめ、そこできれいな空気とレクリエーションが必要になり、「一般大衆の楽しみのために入会地、運動場、公園そして田園地帯を確保する必要」が生まれ、そのために「オープンスペース運動」がおこり⁽²⁾、その有力な組織として Commons Preservation Society コモン保存協会が設立されたのである⁽³⁾。

この協会は、Shaw Lefevre ショー・ルフエーブルという自由党系の弁

護士の提唱により、進歩的な自由党員と急進的な弁護士、政治家、経済学者などによって1865年に設立された。

協会の趣旨は、首都および周辺の森林地、入会地およびオープンスペースを大衆の健康とレクリエーションのために保存し、囲い込みに反対してコモンズを守ることであった⁽⁴⁾。

この協会には、ロマン主義的な知識人たち、先に指摘したように自然保護意識の強いJ・S・ミル、ジョン・ラスキン、トマス・ヒューズ、のちにナショナル・トラストの創業者となるロバート・ハンター、ハードヴィック・ローンズリー、オクタビア・ヒル、など当代の著名な学者、文化人の多くの人たちが参加した⁽⁵⁾。

協会は、当初、首都の近隣にあるコモンやオープンスペースを、人々の健康とレクリエーションとして維持するために、コモンを囲い込みして、一般人の立ち入りを拒否する地主に対抗して戦ったが、この運動は、地方にも広がっていった⁽⁶⁾。

その際とくに重要な論点の一つに、コモンズ保存協会が鉄道敷設のためのコモンの囲い込みなどに、公衆や労働者のレクリエーションの場を守るためにラジカルに強く抵抗したことである⁽⁷⁾。

さらにコモンズ保存協会は、このエンクロージャーに対して、イギリスの識者がコモンを従来どおり住民の利用に供するため保存し、かつそのためにコモンを自治体が所有するか、みずからも私有しようとする運動、後のナショナルトラストの思想に連なる運動もおこなった⁽⁸⁾。

こうしてコモンズ保存協会は、「イギリスの自然保護組織の源流」となり、「ナショナル・トラストの形成の母」体ともなり⁽⁹⁾、また国立公園思想の直接の源流ともなった。

つまりイギリスの国立公園設立運動の一つの流派は、このようなコモンを住民のレクリエーションの場と考える思想と運動を基盤に生まれてくるのであり、したがってイギリスの国立公園の思想と設立運動は、コモンというオープンスペース、さらに明勝地・風景地の自然環境を保護すると同

時に、すぐれて民衆のレクリエーションの場を積極的に保護するという思想を内包してきたということなのである。このことは、20世紀前半期に明確になる。

ミルの「土地保有改革協会」(1871年)の設立

こうしたコモンズ保存協会の中で重要な役割をになっていた John Stuart Mill ジョン・スチュワート・ミルもまた、1871年に土地保有改革協会を公式に設立し、その綱領の中で国立公園思想のコアともいべき思想を主張した⁽¹⁰⁾。

もともとイギリスにおける土地思想には、18世紀末から、貴族や新興勢力により私有化かれた土地は、元来人民の共有地であったのだから国有化すべきだとする土地国有化論が存在した⁽¹¹⁾。

J・S・ミルは、ワーズワースの影響を受け、コモンズ保存協会に関与していた。コモンズ保存協会の設立にさいして、ミルは、「人口と耕地は増加したが、まだわれわれに残されている健康のための運動と自然の美しさを享受するためのこのような出入り自由なスペースは、できるだけ多く保存されることが重要である」といい、「保存協会の設立に高らかに喝采し、そして私の力の及ぶかぎりいかなる手段をもってしても、この協会の目的の推進のために協力しようと思う。」と書いた⁽¹²⁾。

マルクス経済学を神聖化してきた日本では、マルクスから厳しく批判を受けたJ・S・ミルの学説はあまり高い評価をえていないが、イギリスにおいて彼の主張した自然保護論と運動論の評価は、決して小さくはない。

ベイトは、「イギリスの代表的エコロジスト」ラスキンは、「経済学の常識を離れ自然の価値を認めたということで、ジョン・スチュワート・ミルを評価した。」と指摘している⁽¹³⁾。

J・S・ミルは、ラスキンと並んでワーズワースの詩、自然思想を高く評価していた。ラスキンは、ミルの『経済学原理』の一文を引用し、みずから自然の重要性を説いた⁽¹⁴⁾。

ミルは、ワーズワースにならい、個人や社会の健康にとって自然と美と壮大さの下で孤独がいかに大切に触れて「自然の自発的活動のためにまったく余地が残されていない世界を想像することは、決して大きな満足を感じさせるものではない。人間のための食糧を栽培しうる土地は一段歩も捨てずに耕作されており、花の咲く未墾地や天然の牧場はすべてすき起こされ 人間が使用するために飼われている鳥や獣以外のそれは人間と食物を争う敵として根絶され、生垣や余分の樹木はすべて引き抜かれ、野生の灌木や花が農業改良の名において雑草として根絶されることなしに育ちうる土地がほとんど残されていない——このような世界を想像することは、決して大きな満足を与えるものではない。」⁽¹⁵⁾と指摘した。

ワーズワースから自然重視の思想を受け継いだ J・S・ミルは、1871年に土地保有改革協会を設立し、土地改革に取り組んでいった。協会は、その後、綱領問題で議論を続けたが、1873年の最終綱領草案で、つぎのような論点を提起した。

第5条から8条は、一般に土地の国有化を主張しているが、第5条は、市場に出された土地の国家による買上げ、第6条は、小規模農耕者のための土地の国家取得、第7条は、王室、公共団体に属する土地などを労働者住宅に利用し、私有地化を防止、第8条、現在のすべての荒蕪地、などを全国民の使用のために留保しておく、などと国有地論を提起した。

そして第9条は、「現在の荒蕪地の大きな部分を、前諸条に規定された目的と原則にもとづいて耕作せしめることは、当を得たことであるが、肥沃度の劣っている土地、とくに人口稠密な地区に接近した土地は、社会の一般的な楽しみ (enjoyment) のために、また健全な田園趣味 (原文は rural tastes であるから、せめて農山村趣味とかルーラル趣味と読んでもらいたい—引用者) や、より高級な楽しみ (pleasures) をすべての階級の人々に奨励するために、またさらに終局的な使用の決定を将来の世代に残しておくために、野生の自然美の状態にとどめておくのが望ましいこと。」と規定する。

また第10条は、「歴史的、科学的ないしは芸術的価値のあるすべての自然物または土地に付帯した建造物は、必要とする限りの周囲の土地とともに、(保有の目的で)所有する権限を国家に獲得すること。ただその場合に、取得された土地の価値は、所有者にたいして補償がなされる。」と規定した⁽¹⁶⁾。

明らかに第9条、10条は、自然美をもつ地域を国有化しすべきことを提言しており、国立公園の設立を直接提起してはいないが、事実上、国有化による国立公園の設立を主張したものとなっている。

こうした思想は、もちろんコモンズ保存協会、さらにはナショナル・トラストの思想的淵源の一つではあった。しかし両団体が土地国有化論を前面に押し出さなかったのと違って、むしろJ・S・ミルのこの思想は、直接的に土地国有化論を前面に押し出して、国立公園思想に国有化論を提起した点で、独自であり、かつイギリスの国立公園思想の淵源として傑出していると評価できる。

この点で、未開の荒蕪地を国有化して国立公園化したアメリカの国立公園観への影響が推測されるが、定かではない。

後に見るようにイギリスの国立公園思想は、私有地を前提にするか、国有地を前提にするかに大きくわかれるのであるが、ミルのように指定すべき土地を国有化するというラジカルな主張は、最終的に取り入れられなかった。したがって結局イギリスの国立公園は、私有地を国立公園に指定するいわゆる地域制をとってしまったのである。ミルの提言が生かされなかったと言うことであるが、なぜ生かされなかったかという問題は、後に言及する。

〈注〉

- (1) コモンの概念については、平松紘『イギリス環境法の基礎研究—コモンズの歴史の変容とオープンスペースの展開—』、敬文堂、1995年、5頁。
なお平松氏の労作は、私の当初のイギリス国立公園史研究のガイドブック

- であった。ここに記してお礼に代えたい。同氏『イギリス緑の庶民物語』、1999年、赤石書店、66-8頁。
- (2) 「オープンスペースとは、アウトドアのレクイエーションやアメニティーの場として親しまれ、公衆によってアクセスできる空間をいう。」前掲『イギリス環境法の基礎研究』、12頁による。
- (3) 詳しくは、前掲『イギリス環境法の基礎研究』、第7章第1節『『コモンズ保全協会』の設立と活動』、および前掲『ナショナル・トラストの誕生』、第1章を参照。この協会の日本語名称は、平松氏も、コモンズ保全協会とコモンズ保存協会と二通り使っているが、本稿では後者を使用する。『ナショナル・トラストの誕生』では「入会地保存協会」と訳しているが、コモンズ＝入会地とだけ表現するには無理がある。
- (4) 詳しくは、前掲『イギリス環境法の基礎研究』、320以下参照。
- (5) Bryn Green, Countryside Conservation, Third edition, 1996, p.96-7。邦訳は、小倉武一他訳『カントリーサイドを保全する』(第2版)、農文協、1994年、75頁。および前掲『ナショナル・トラストの誕生』、101-2頁、95頁、参照。
- (6) 前掲『イギリス環境法の基礎研究』、320以下参照。
- (7) 同上、335-6頁。
- (8) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』、95頁、102-3頁。
- (9) 前掲『イギリス環境法の基礎研究』、318-9頁。
- (10) ジョン・スチュアート・ミルについては、おもに四野宮三郎『J・S・ミル思想の展開II』、御茶の水書房、1998年、を参照。
- (11) スペンス他四野宮三郎訳『近代土地改革思想の源流』、御茶の水書房、1982年、本書のマックス・ベアの序文。
- (12) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』、31-2頁。
- (13) 前掲『ロマン派のエコロジー』、99頁。
- (14) ベイトの指摘しているように、ラスキンは「経済学の根本なる物質的基礎は、金や労働、生産ではなく『きれいな空気、水、大地』であると主張し、十九世紀の資本主義やマルクス主義の前提そのものを危うくした」(前掲書、99頁)と評した。ラスキンのエコロジカルな自然観については、別に考察する機会をもちたいが、ここでは、ベイトの前掲書の紹介にゆずりたい。
- (15) 前掲ミル『経済学原理』(四)、108-9頁。
- (16) 前掲四野宮『J・S・ミル思想の展開II』、129-3頁。1869年の綱領原案と1870年の新綱領は、101-3頁、108-10頁を参照、綱領の最終稿は、

129-31頁。

(4) 19世紀後半における自然保護運動と国立公園論

1876年の湖水地方縦断鉄道建設反対運動

ワーズワースが1844年に反対した湖水地方への鉄道導入計画につづいて、1876年にウインダムアからアンブルサイドへと拡大しようとする鉄道の拡張計画が提出された。この拡張計画に反対運動の先頭をきったのは、ケンダルの靴製造業者 Robert Somervell ロバート・サマーヴェルであった。

湖水地方の開発に懸念をいだいていた彼は、普仏戦争のためグラスミア近辺のヘルペリンで鉄鉱石の採掘がおこなわれ、鉱石運搬のための鉄道建設が話題になると、鉄道拡大の反対運動をおこなった⁽¹⁾。この鉄道は、ケズィックまで拡大する可能性をもっていたので、湖水地方にとって重大な問題であった。

「湖水地方の独特でかつ汚れない景観の賛美者」であったサマーヴェルは、後のナショナル・トラスト設立者の一人であり、湖水地方に居住していたコモンズ保存協会のリーダーであったハードウィック・ローンズリーと親しい関係にあり、その影響もあって、予定される鉄道沿線のすべてのホテルや家庭で反対署名運動を組織し、議会に陳情書を提出する準備をおこなった⁽²⁾。

サマーヴェルは、ローンズリーの仲介によって、パンフレット『レイク・ディストリクトでの鉄道拡張に対する抗議』への序文をジョン・ラスキンに依頼した。

ラスキンは、この鉄道計画が実現すれば「グラスミアの周辺に居酒屋や九柱戯場が開かれることになるだろうし、そうなればまもなくグラスミアの湖畔には、こわれたジンジャー・エールのビンが散乱して、汚物の水溜り以外のなにものにもならないであろう。」⁽³⁾と書いて、鉄道拡張に反対した。

しかし幸いにも戦争が停戦して鉱石運搬の需要は、一時的なものに終わったため、鉄道拡大計画は中断し、反対運動は勝利した⁽⁴⁾。

サールミア湖をマンチェスターの水がめ化する計画

1878年にマンチェスター市当局は、湖水地方にあるサールミア湖をマンチェスターの水がめにする計画を提起した。サールミア湖周辺の住民、湖水地方にかかわる住民は、ウンダミアのホテルで抗議集会を開催し、そこで「サールミアを守る会」を結成した。サマーヴェルも参加した⁽⁵⁾。

しかしこの運動は、湖水地方の自然保護ではなく、補償を目当てにしたものであることが判明して、サマーヴェルやローンズリー、オクタビア・ヒル、ロバート・ハンターなど後にナショナル・トラスト設立者の3人組は、運動からひき、反対運動は消滅した⁽⁶⁾。

採掘場への単線鉄道建設計画

他方、1883年には、ケズィック近くのプレイスウエイトからバターミアのスレート採掘場間の単線鉄道建設計画が明らかになった。この頃には、もうサマーヴェルはケンブリッジに引っ越していなかったが、今度は、Hardwicke Rawnsley ハードウィック・ローンズリーが、この影響をまともに受ける地主たちとこの計画に反対運動に立ち上がった⁽⁶⁾。

彼は、『スタンダード』紙に「スレート採石場の所有者たちは、必要な静けさと休息を求めてそこにやってくる同じ同胞のこの国のすべての人びとの健康と休息、そして楽しみのための土地を取り返しのつかないほどに傷つけても許されるのか。……企業家精神と誤り呼ばれる強欲な私欲によって、年ごとにこれらの公共のための行楽地や保養地が狭められ、そして侵害されている。」と書き、必要な静けさを要求した⁽⁷⁾。

コモンズ保存協会もこの運動を支援し、全国紙や、ラスキンをはじめ多くの大学教授も反対し、全国的な反対運動が展開された。ラスキンは、ローンズリーの反対運動を支持したが、成功に悲観的だった。しかしラスキ

ンの予想に反して反対運動は盛り上がり、計画は撤回された⁽⁸⁾。

この運動をつうじて the Lake District Defence Society「湖水地方を守る会」が組織された⁽⁹⁾。この会の目的は、おもに中産、知識階級が支持する湖水地方を守ることであったが、ローンズリーは、コモンズ保存協会の一つの流れを代表して、コモンズの「歩行権とアクセス権」の保護をもとめ、「疲れた労働者のための休養地」としての湖水地方を守る会を望んだ⁽⁹⁾。明らかに湖水地方を守る運動に、二つの流れの対立が見られた。

ただしここで重要なことは、ローンズリーが、この運動の過程で、湖水地方は、アメリカのような国立公園化によって保護されるという考えに達したことである。『ナショナル・トラストの誕生』の著者は、ローンズリーは「結局はアメリカのイエローストーン・パークや部分的にはヨーズマイト渓谷（そこでは国が法律を制定したばかりでなく、まず最初にそこを国民のために買い上げたが）で行なわれたように、賢明な政府ならば、湖水地方を国民のために、鉄道の暴虐から守るために、特別の法律をつくるようになるであろう、と考えるようになった。』⁽¹⁰⁾と指摘している。

こうしてイギリス国立公園思想の一つが、またコモンズ保存運動の中から芽生えることになった。しかしそれは、ローンズリーが、コモンズ保存協会の運動に飽きたらず、ロバート・ハンター、オクタビア・ヒルらとナショナル・トラストを設立して、貴重な自然、歴史的建造物を管理して保護しつつ、広く国民に公開するという運動を媒介にしていたのであったが。

ケズィックにおけるフットパス擁護運動（1880年代後半期）

1885年にローンズリーは、コモンズ保存協会の運動として、ケズィックにおけるフットパス擁護運動を展開した。1885年にケズィックの地主2人が、所有地内のフットパスを閉鎖すると宣言した⁽¹¹⁾。

フットパスの通行権を否定する囲い込みに対しては、1884年に山岳アクセス法が議会で否決されたため、全国フットパス保存協会が設立され

て⁽¹²⁾、フットパス囲い込みに対する反対意見は強まっていた。

ローンズリーは、そうした社会的背景をもとにして、反対運動を展開していった。彼は、フットパスを維持するために、すでに1856年にケズィックにあったフットパス協会を復活させて、ホテル経営者、商人、旅行者を相手に生計をえている業者を説いてまわり、反対運動を組織していった⁽¹³⁾。

1887年の春にフットパスを通過して地元の若者たちが逮捕された。夏には、数百人が囲い込みの障害物を突破し敷地内に進入した。また10月には、急進派の国会議員プリムソルを先頭に2000人のデモ隊が丘の頂上に登った⁽¹⁴⁾。

反対集会は、ロンドン、リバプール、バーミンガム、ブリストル、その他、全国的な地域で開かれた。法的な手段を講じるための基金を集める委員会も組織され、多くの出版物も発行されて、この問題は、もっとも全国的な問題となった。勝利するまで4年間で80回の集會が開られたと言われている。

1888年6月にカーライルのアシーズで開かれた双方の討論集會では、ついに地主は、レイトレッジへのフットパスを復活させることに合意し、また協会は、ケズィックからスプニー・グリーンを通過してスキドーへの通行権を設定することに成功して、勝利をおさめた⁽¹⁵⁾。

イギリスのフットパス保護運動は、次節で見るように、国立公園設立運動の大きな、しかも大衆的な淵源になっているのであるが、他方では、厳しい環境保護の原理と対立する側面をもっていたことも明らかであった。

ナショナル・トラストの設立（1889年）とその思想

コモンズ保存協会の運動から1889年に生まれたナショナル・トラストは、コモンズ保存協会と併存し、また協力し、相互に補完しながら、自然保護とコモンズの民衆的な利用の運動を展開した。

コモンズ保存協会の有力な指導者であった Robert・Hunter ロバート・

ハンターは、大衆のために、景勝地やコモンなどのオープンスペースをより効果的に保存するために、土地を所有する信託制度の設立を思い立ち、オクタビア・ヒル、そして湖水地方の保護運動に専念していた牧師のハードウィック・ローンズリーらの協力をえて、1889年に「歴史的名勝および自然的景勝地のためのナショナル・トラスト」は設立した⁽¹⁶⁾。

ナショナル・トラストは、コモンズ保存協会がおもにコモンの入会権、通行権を主張し、コモンの保存を主張していたのとは異なり、信託機関によって、税法上の優遇を受けつつ、土地、財産を所有し、それを保護するという積極的な機能をもっていた。しかもこの構想は、地主、貴族、進歩的政治家、有識者、文化人などから熱烈な支持を受けた。ナショナル・トラストは、設立以来、積極的に名勝地や旧蹟、あるいは歴史的建物などを購入し、あるいは寄贈を受けて、保存につとめた⁽¹⁷⁾。

ナショナル・トラストの思想は、国立公園思想と実態を共有するところが多く、ナショナル・トラストの創設の一人ローンズリーは、すでに指摘したように、国立公園設立の提唱者となっていた。

ナショナル・トラストが設立された1989年に「マンチェスター・ガーディアン」紙の一読者は、明確にはないが今日の国立公園を意味するイメージを示唆して、湖水地方の国有化を呼びかけた。

読者氏は、「もし国有化のコストが豊かなイギリス人の財政力を超えるのであれば、われわれは、財産所有者の行為が明らかに人々の高邁な利益に敵対する時には、財産所有者に干渉するため政府の保護を要求すべきである。」⁽¹⁸⁾と主張した。

この投書は、北部イングランドで、湖水地方を国立公園とするアイデアが、かなり広く存在していたことを示唆している。確かに、すでに指摘したように、コモンズ保存協会やナショナル・トラスト運動の中に、自然の保護と広く国民のためにレクリエーションの場としてすぐれた自然風景地を国立公園に指定すべきであるという雰囲気が存在していたのである。

20世紀前半のナショナル・トラストの運動は、1899年に「ナショナル・

フットパス保存協会」と合併して「コモンズ・フットパス保存協会」となっていた「コモンズ保存協会」の運動とともに、イギリスの国立公園設立運動に積極的な役割を果たすことになる。

以上のように19世紀の萌芽的な国立公園思想は、20世紀の前半期にしっかりとした国立公園思想に成長していくことになる。

《注》

- (1) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』, 112頁。
- (2) 同上, 125頁。
- (3) 同上, 112頁。もとの引用は、前掲 The Lake Counties from 1830 to the mid-twentieths century, p.208.
- (4) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』, 125頁。
- (5) 同上。
- (6) 同上, 112頁, 127頁。
- (7) 同上, 128頁。
- (8) 同上, 128-31頁。
- (9) 同上, 133頁。
- (10) 同上, 134頁。
- (11) Geoffrey Berry, Geoffrey Beard, The Lake District A Century of Conservation, 1980, Edinburgh. p.3.
- (12) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』, 139-40頁。
- (13) 同上, 140-1頁。
- (14) 同上, 142-3頁。前掲 Geoffrey Berry, Geoffrey Beard, The Lake District A Century of Conservation, p.3.
- (15) Ibid. p.3.
- (16) 前掲『ナショナル・トラストの誕生』, 125頁。
- (17) 同上, 第5章を参照。
- (18) Roger Bush, The National Parks of England and Wales, 1973, Dent, p.21.

The Formations of The Ideas of National Parks in England and Wales (1)

Nisaburo MURAKUSHI

《Abstract》

The aim of this paper is to explain how the ideas of the national parks in England and Wales, had developed in the 19th century,

The Act of the national parks in England and Wales was established in 1947. Since then, further ten national parks were designated. Compared with Japan and the USA, the Act of the national parks in the United Kingdom came into force rather late, however, the ideas of the national parks were believed to have existed from as early as the beginning of the 19th century.

The poet Wordsworth claimed that the Lake District should have been regarded as ‘a sort of national property’ to protect the natural beauties. It is believed that his idea was the first demand for the establishment of the national parks.

In the 1870s, the landowners enclosed many commons, and rejected the local people access to their commons. To oppose their actions the Commons Preservation Society was founded, and fought to protect the public rights of access to the commons. Through this movement, the early idea of the national parks came about.

The end of the 19th century, the National Trust was founded to preserve places of historic interest and natural beauty in England and Wales, and to give people the opportunity to appreciate them. The leaders of the National Trust began to think that the idea of establishing the national parks as the National Trust property was not the perfect approach to protect the nature.

Those early ideas of the national parks would have been developed

much clearer in the first half of the 20th century. In my next paper I would like to discuss the above.